

はままつ人づくり未来プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次浜松市教育総合計画「はままつ人づくり未来プラン」(以下「計画」という。)の円滑な進行管理と、本市の教育のさらなる発展・改善を図るため、はままつ人づくり未来プラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、計画に基づく取組の進捗を評価・検証するとともに、その検証結果を踏まえた迅速かつ的確な教育施策の改善策等について協議を行う。

(委員)

- 第3条 推進委員会は、教育長、教育委員及び学校教育部長を委員として組織する。
- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は学校教育部長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 推進委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 推進委員会が必要と認めるときは、有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、委員長は推進委員会の協議内容に関連した関係課職員の出席を求めることができる。

(推進部会)

- 第5条 推進委員会で必要な協議をするため、推進委員会の下に推進部会を置く。
- 2 推進部会の招集は、協議内容に応じて事務局が行うものとする。
 - 3 推進部会は、協議内容に関連した関係課職員で組織する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事務局が必要と認めるときは、前条第3項に定める有識者等の意見等を求めることができる。

(事務局)

- 第6条 推進委員会の事務局は、学校教育部教育総務課に置く。
- 2 事務局は、部内各課と連携し、推進委員会への報告、協議事項等について準備、調整を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。